

議案第94号

福岡市建築審査会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による建築基準法の一部改正に伴い、福岡市建築審査会の委員の任期を定める等の必要があるによる。

福岡市建築審査会条例の一部を改正する条例

福岡市建築審査会条例（昭和39年福岡市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議事」を「委員の任期及び議事」に改める。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条第1項中「あてる」を「充てる」に、「あたる」を「当たる」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に委員である者の任期は、平成28年5月8日までとする。